

令和3年5月県議会臨時会提出議案の概要

1 予算案の概要

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 46億5,998万2千円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,371億7,836万4千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

国庫支出金 46億2,390万7千円

諸 収 入 3,511万2千円

繰 入 金 96万3千円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
総 務 費	31,734,680	585,469	32,320,149
衛 生 費	39,916,325	1,560,250	41,476,575
商 工 費	53,565,459	2,498,263	56,063,722
教 育 費	117,884,186	16,000	117,900,186
一般会計合計	632,518,382	4,659,982	637,178,364

○ 事業概要

① 県境往来者PCR検査支援事業(総合政策課) 585,469千円

国文祭・芸文祭に係る来県者や仕事・帰省など県外との往来を行う県民等の県境を跨いだ移動にあたっての安心を確保するため、帰県・来県時のPCR検査を支援するための経費

・ 感染症対策休業要請等協力金事業(福祉保健課) 180,090千円 (補正後:2,576,367千円)

宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請の延長に伴い、宮崎市と連携して協力金を支給するための経費

(協力金の支給額)

- ・ 中小企業 売上規模に応じて、1店舗1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給
- ・ 大企業 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円又は前年度(前々年度)の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額を上限として支給

② 新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業(健康増進課) 990,187千円

県内における高齢者へのワクチン接種を早期に完了させるため、市町村のワクチン接種に係る実施体制の強化を支援するための経費

- ・ 休日に個別接種を行う医療機関に対する支援
- ・ 居住地以外の市町村における集団接種に派遣された医療従事者に対する支援
- ・ 時間外や休日に医療従事者を集団接種に派遣する派遣元医療機関に対する支援
- ・ 県による広域的な集団接種の実施
- ・ 歯科医師・看護師がワクチン接種を行うための事前研修

・ 新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業(健康増進課) 100,359千円 (補正後:136,273千円)

ワクチン接種による副反応に関する専門相談窓口の設置など必要な体制の確保を図り、適切な情報提供や啓発活動を実施するための経費

・ PCR検査体制等強化事業(健康増進課) 7,226千円 (補正後:657,458千円)

PCR検査体制の更なる充実を図るため、変異株陽性者のウイルスゲノム解析を迅速化するための検査機器を整備するための経費

⑨新型コロナウイルス感染症患者転院受入支援事業(健康増進課) 72,000千円

新型コロナウイルス感染症患者のうち、国の退院基準を満たした回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を受け入れる病院を支援するための経費

⑩自宅療養者に対する健康観察体制確保事業(健康増進課) 210,388千円

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配付するための経費

⑪県内事業者緊急支援事業(商工政策課) 1,068,583千円

県独自の緊急事態宣言による行動要請等に伴う影響を受けている県内全域の事業者に対し、1事業者あたり10万円の支援金を支給するための経費

(対象) 全ての業種の県内中小企業・小規模事業者
※緊急事態宣言期間における営業時間短縮要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く

(要件) 県独自の緊急事態宣言中の月の売上が、前年又は前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること

⑫宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業(観光推進課) 1,429,680千円

県内宿泊事業者の安全・安心な受入体制を整備するため、感染症対策に資する物品の購入や新たな観光需要を取り込むための取組を支援するための経費

⑬全九州高校総体に参加する選手等へのPCR検査事業
(スポーツ振興課) 16,000千円

全九州高校総体に参加する選手等の県境を跨いだ移動にあたっての安心を確保するため、当該選手等に対してPCR検査を行うための経費

2 特別議案の概要

【報告承認 1件】

○ 専決処分の承認を求めることについて

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

新型コロナウイルス感染症対策に関する宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金及びその影響を受ける飲食関連事業者等への支援に伴う補正

補正額 2, 372, 012千円

補正後 632, 518, 382千円

（専決年月日 令和3年5月4日）